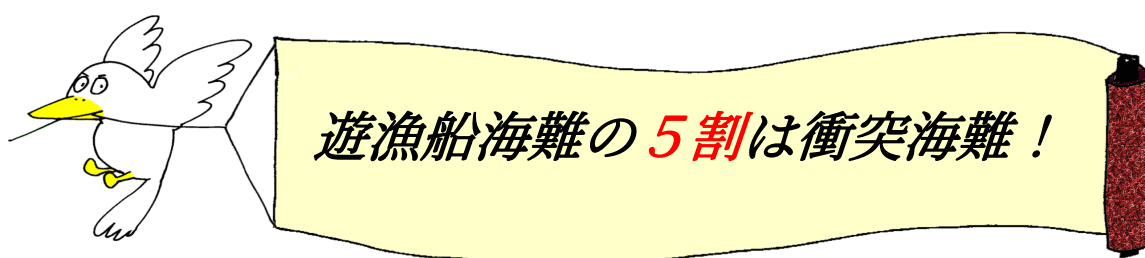


東北地方沿岸における 遊漁船海難の分析



平成20年3月
仙台地方海難審判庁

目 次

はじめに	1
1 海難発生状況	2
① 年別・海難種類別の発生数	2
② 海難発生海域	3
③ 負傷者の発生状況	4
④ 海難発生時の船舶の動静	4
⑤ 衝突海難の形態	5
⑥ 汽笛の有無及び汽笛の種類等	5
2 裁決の状況	6
① 年別・海難種類別の裁決件数	6
② 衝突海難の原因	7
3 裁決事例	8
見張り不十分で遊漁船と操業中の漁船が衝突した事例	8
追い越しの際、見張りが不十分で衝突した事例	9
居眠り運航により漂泊中のモーターボートに衝突した事例	10
4 まとめ	11



はじめに

仙台地方海難審判庁の管轄区域である東北6県及び新潟県の沿岸・沖合いには、好漁場が多く、多数の漁船が操業し、遊漁船業も盛んで、それにともない海難も多数発生しています。

そこで、平成13年から同18年の6年間に、当庁管轄内で発生した遊漁船が関係する海難36件の分析を行い、その結果を取りまとめました。

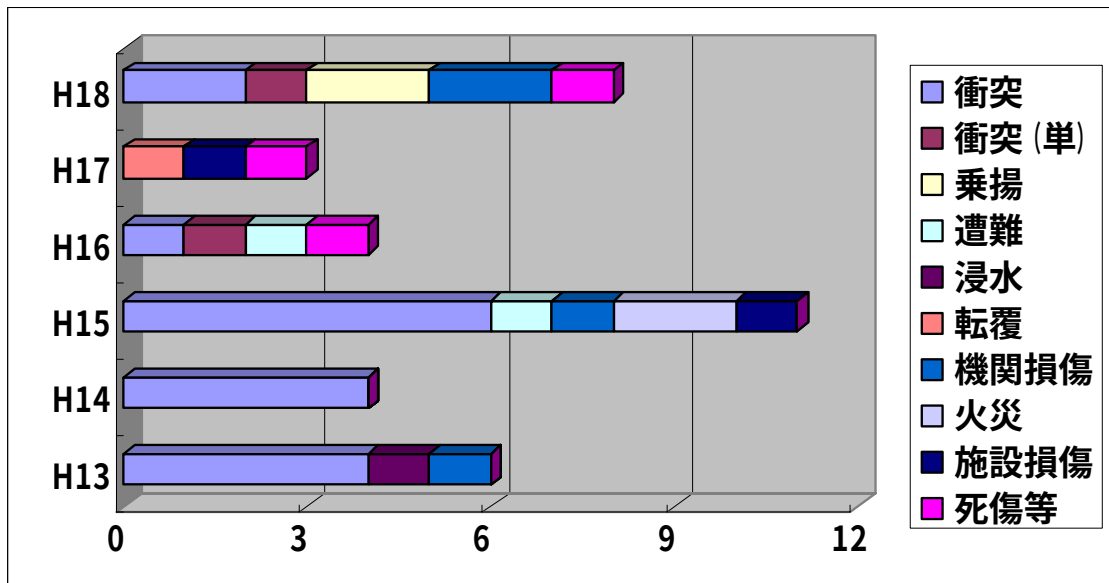
この分析集が、関係者各位の同種海難の再発防止への参考となれば幸いです。



1 海難発生状況

①年別・海難種類別の発生数

平成13年から同18年に遊漁船が関連した海難の発生件数は**36件**となっています。



海難種類別に見ると、**衝突が17件で全体の5割**を占めています。

次いで、機関損傷が多くなっています。

海難種類別集計

衝突	17件
機関損傷	4件
死傷等	3件
衝突(単)	2件
乗揚	2件
遭難	2件
火災	2件
施設損傷	2件
浸水	1件
転覆	1件

・衝突(単)とは？

船舶が岸壁、棧橋、灯浮標等の施設、岩場及び漂流物に衝突した場合。

・施設損傷とは？

船舶が定置網や養殖施設などに乗り入れたり、衝突して損傷を生じた場合。

・死傷等とは？

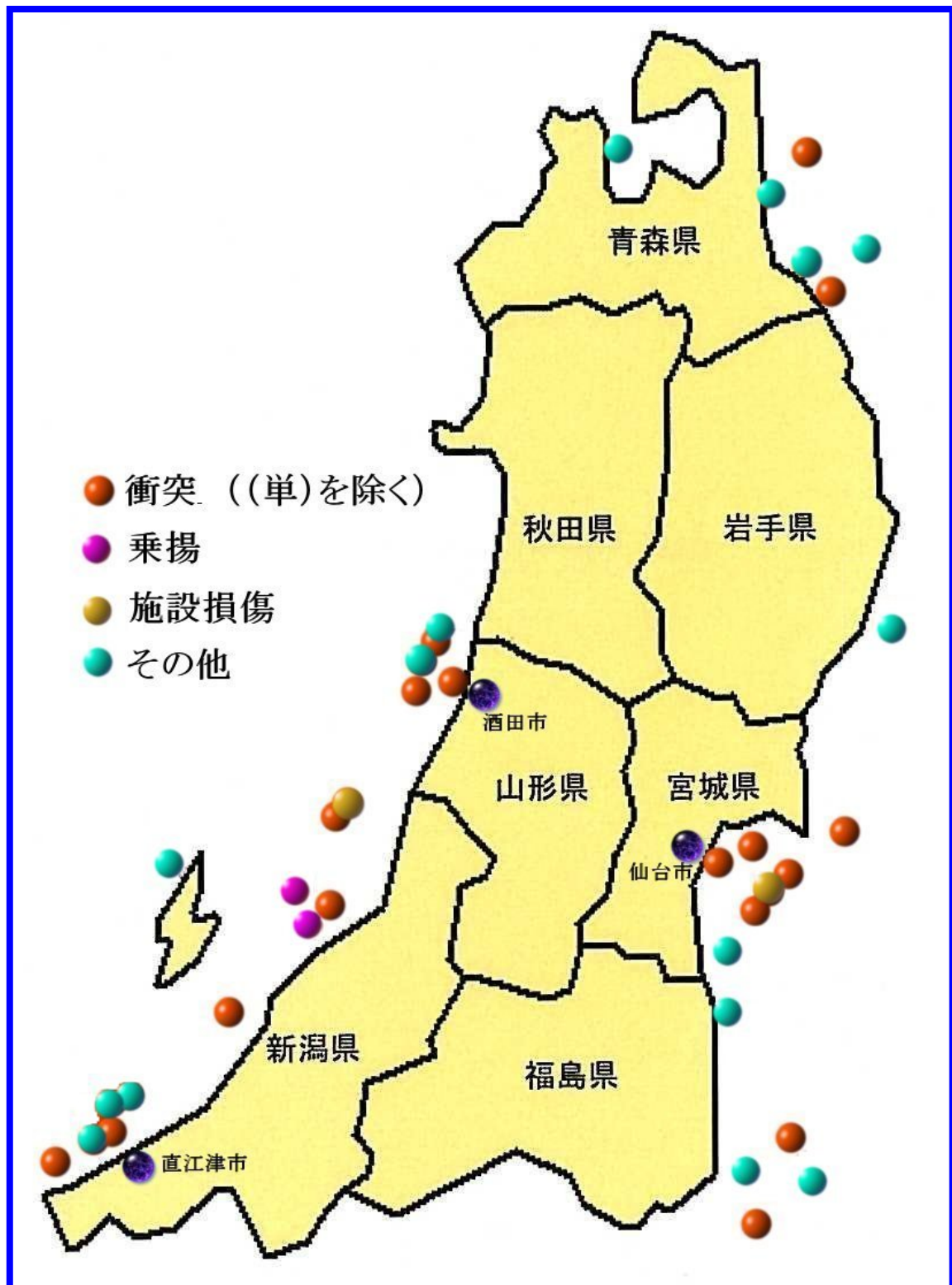
船舶の運用及び構造等に関連して、乗組員や旅客等に死傷又は行方不明を生じた場合。

・遭難とは？

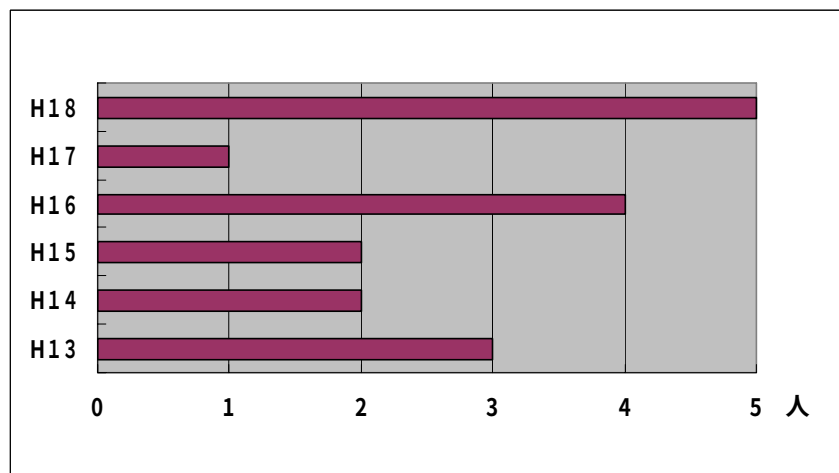
海難の原因が複合していて他に分類できない場合。

②海難発生海域

遊漁船海難の発生場所は下記のとおりで、宮城県仙台塩釜港付近、新潟県南部沖及び山形県酒田港沖で多発しています。



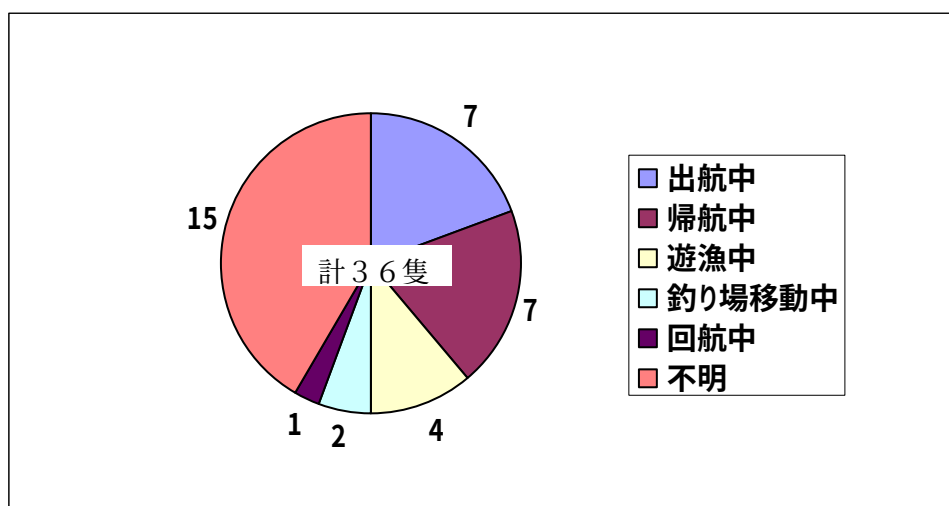
③負傷者の発生状況



遊漁船海難においては、6年間に17人が衝突等による骨折、打撲傷等を負っており、平成17年と18年には夜間に転落などして各1人が行方不明になっています。また、平成16年には4人が転落して溺水や低体温症を負っていますが、救命衣を着用していたことにより生命には異状ありませんでした。

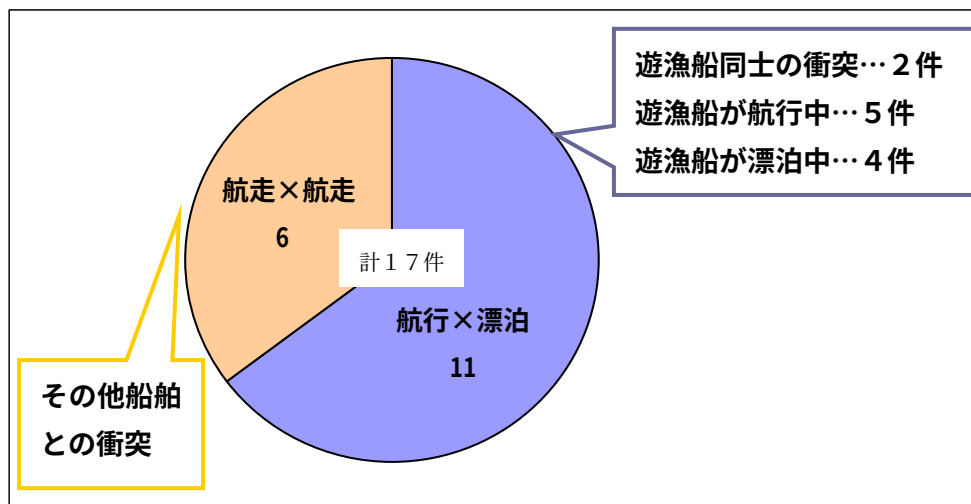
ライフジャケットの着用の徹底が重要です。

④海難発生時の船舶の動静



出航・帰航中などの海難が4割を占めています。

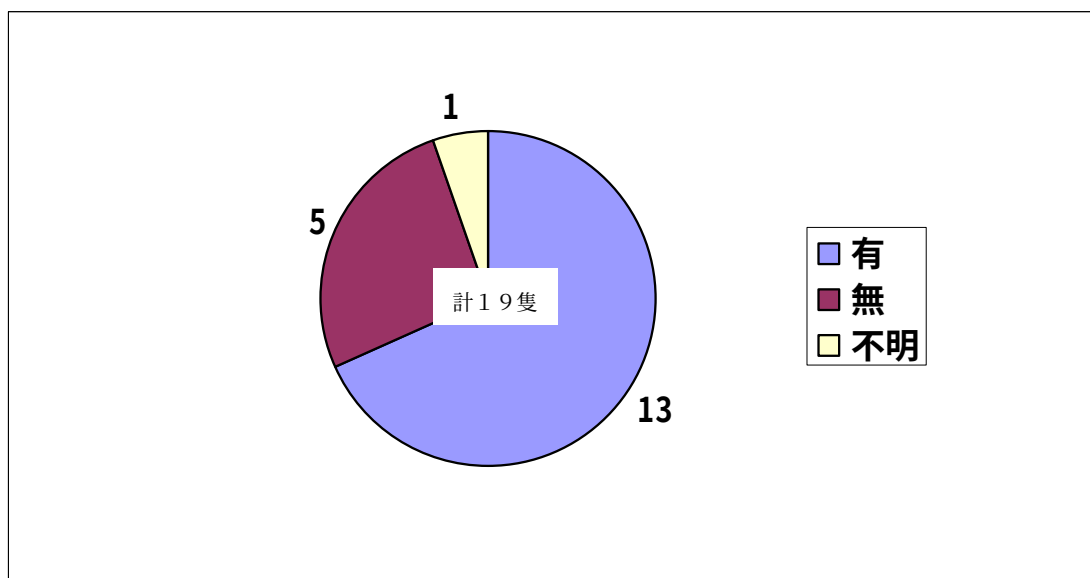
⑤衝突海難の形態



最も発生数が多い17件の衝突海難を見ると、航行中の船と漂泊船との衝突が11件で**6割強**を占めています。

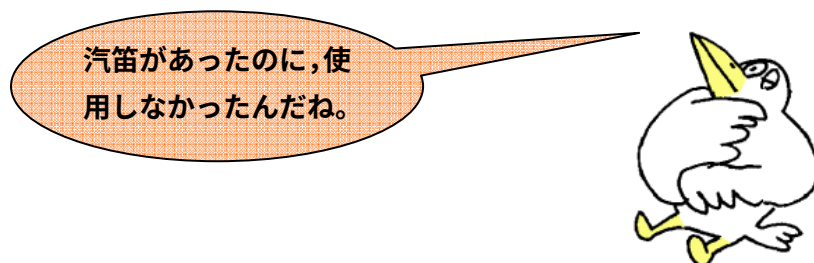
⑥汽笛の有無及び汽笛の種類等

衝突海難17件における遊漁船19隻の汽笛の装備状況は以下のとおりです。



汽笛の種類は、装備している13隻すべてがモーターホーンとなっています。

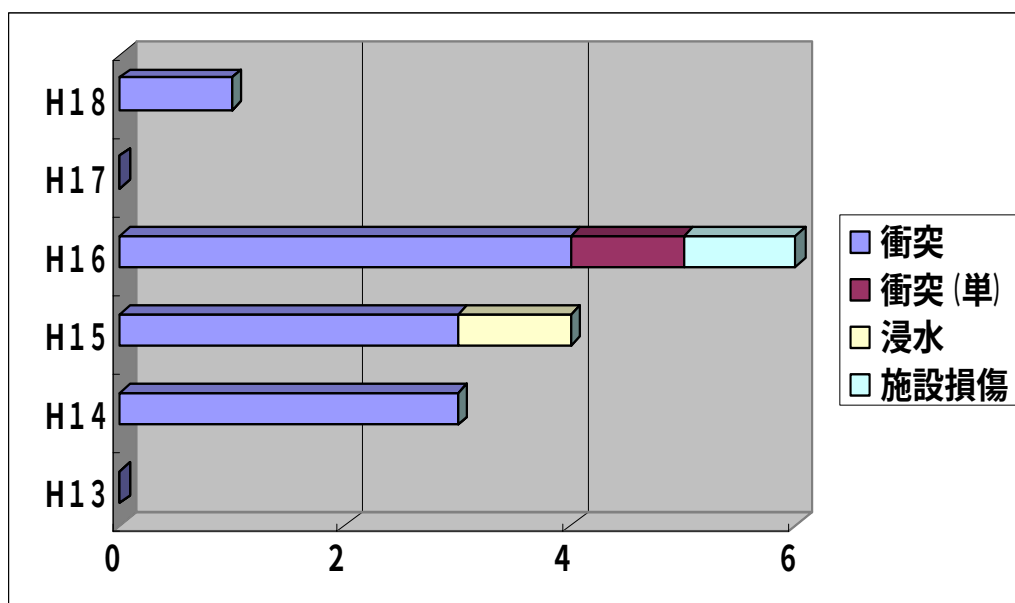
汽笛の吹鳴状況を見ると、実際に使用したのは1隻に留まり**12隻が不使用**となっています。



2 裁決の状況

①年別・海難種類別の裁決件数

仙台の管轄区域においては、平成13年と同17年を除き、合計14件の裁決言渡を行っています。



海難種類別集計

衝突	11件
衝突 (単)	1件
浸水	1件
施設損傷	1件

裁決件数からみると、衝突が11件で**全体の8割近くを**占めています。

②衝突海難の原因

11件の衝突海難中、遊漁船の見張り不十分で起きた海難が7件で64%を占めています。

その要因としては、次のものが上げられます。

見張り不十分の要因

要 因
前方を同航する遊漁船以外他船はいないと思った
船首浮上による死角を補う見張りを行わなかった
右方向のボンデンを避けることに気をとられていた
ソナーなどの監視に気をとられていた
初心者の釣客の動きを注視していた
伝票の整理に気を取られていた
相手が避航船であり、汽笛を吹鳴したので気づくと思った



3 裁決事例

見張り不十分で遊漁船と操業中の漁船が衝突した事例

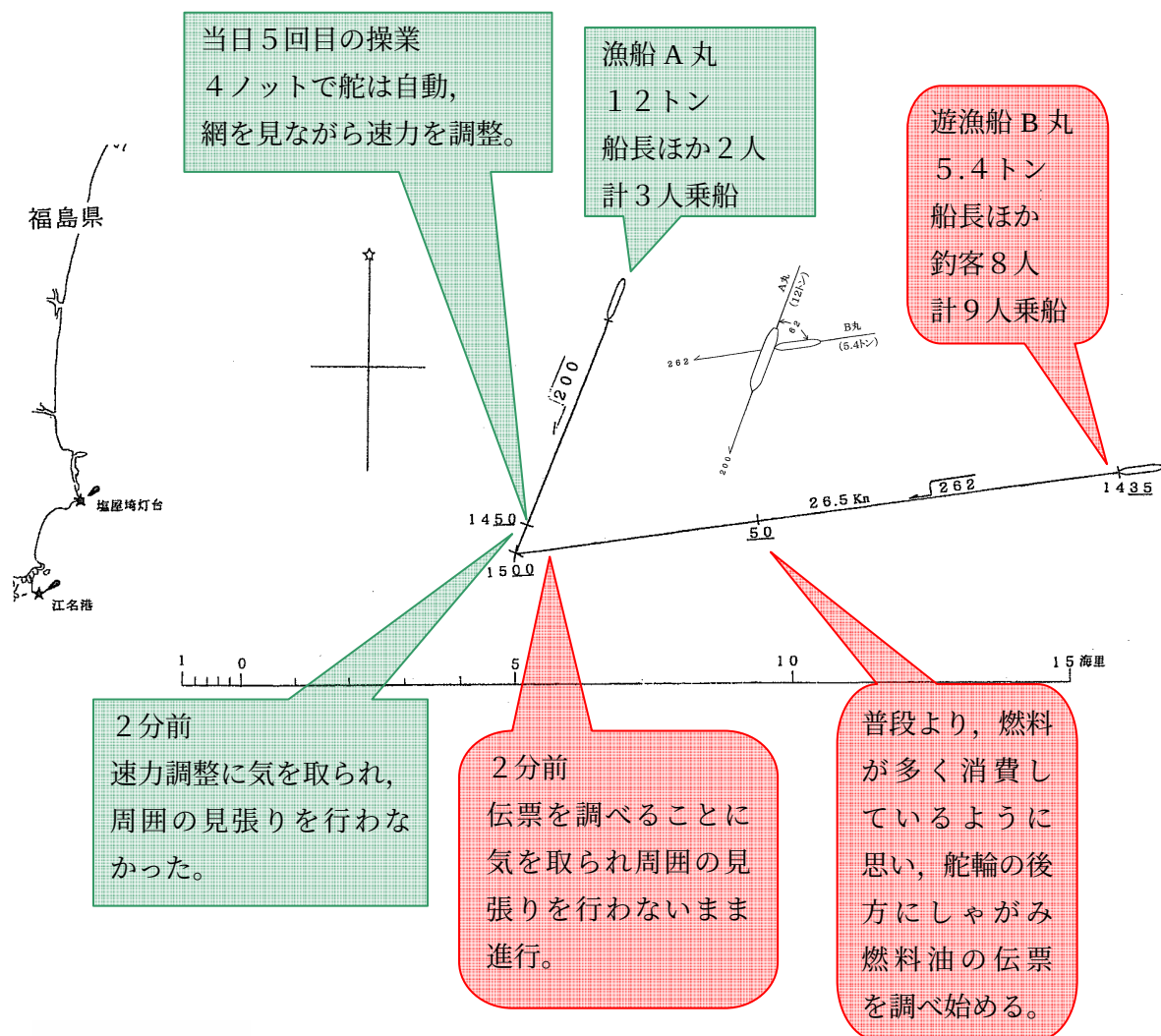
海難のあらまし

福島県塩屋埼東方沖合において、漁ろうに従事している漁船 A 丸の進路を、遊漁船 B 丸が避けることなく進行し衝突した。

漁船 A 丸・・・左舷船尾外板を圧壊

遊漁船 B 丸・・・船首部、後部船底外板及び推進器翼等損傷

発生日時：平成15年10月5日15時00分



見張りは安全運航の基本！

追い越しの際、見張りが不十分で衝突した事例

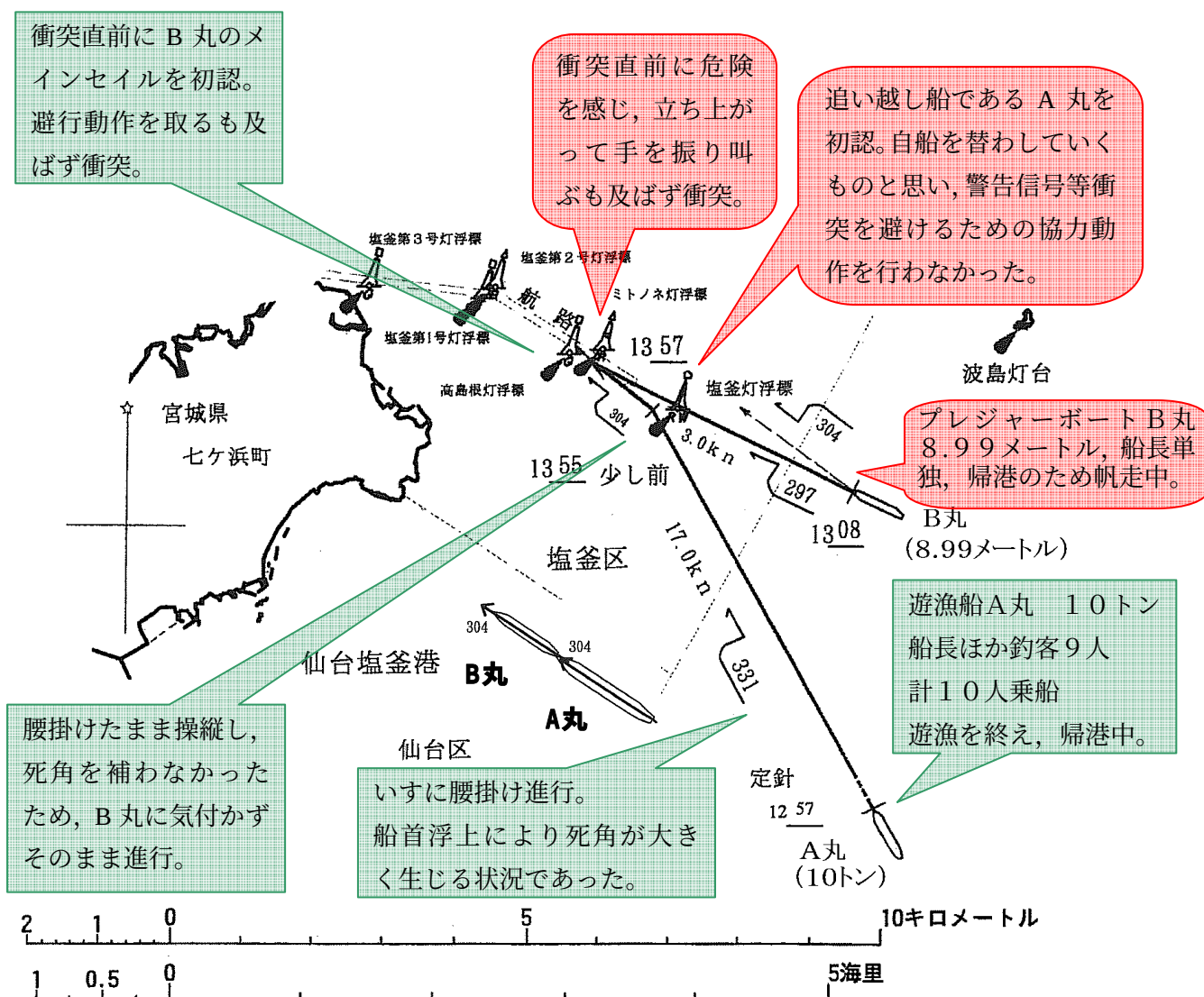
海難のあらまし

宮城県仙台塩釜港塩釜区において、追い越しをしようとした遊漁船 A 丸が、プレジャーボート B 丸を確実に追い越さず、十分に遠ざかるまで進路を避けないまま進行し衝突した。

遊漁船 A 丸・・・船首船底のペイント剥離

プレジャーボート B 丸・・・トランサムに破口を伴う亀裂及びマスト折損

発生日時：平成15年2月16日13時57分



操船に際しては、常に死角を補う見張りを行う！



居眠り運航により漂流中のモーターボートに衝突した事例

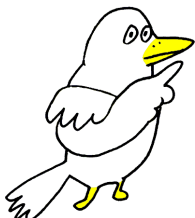
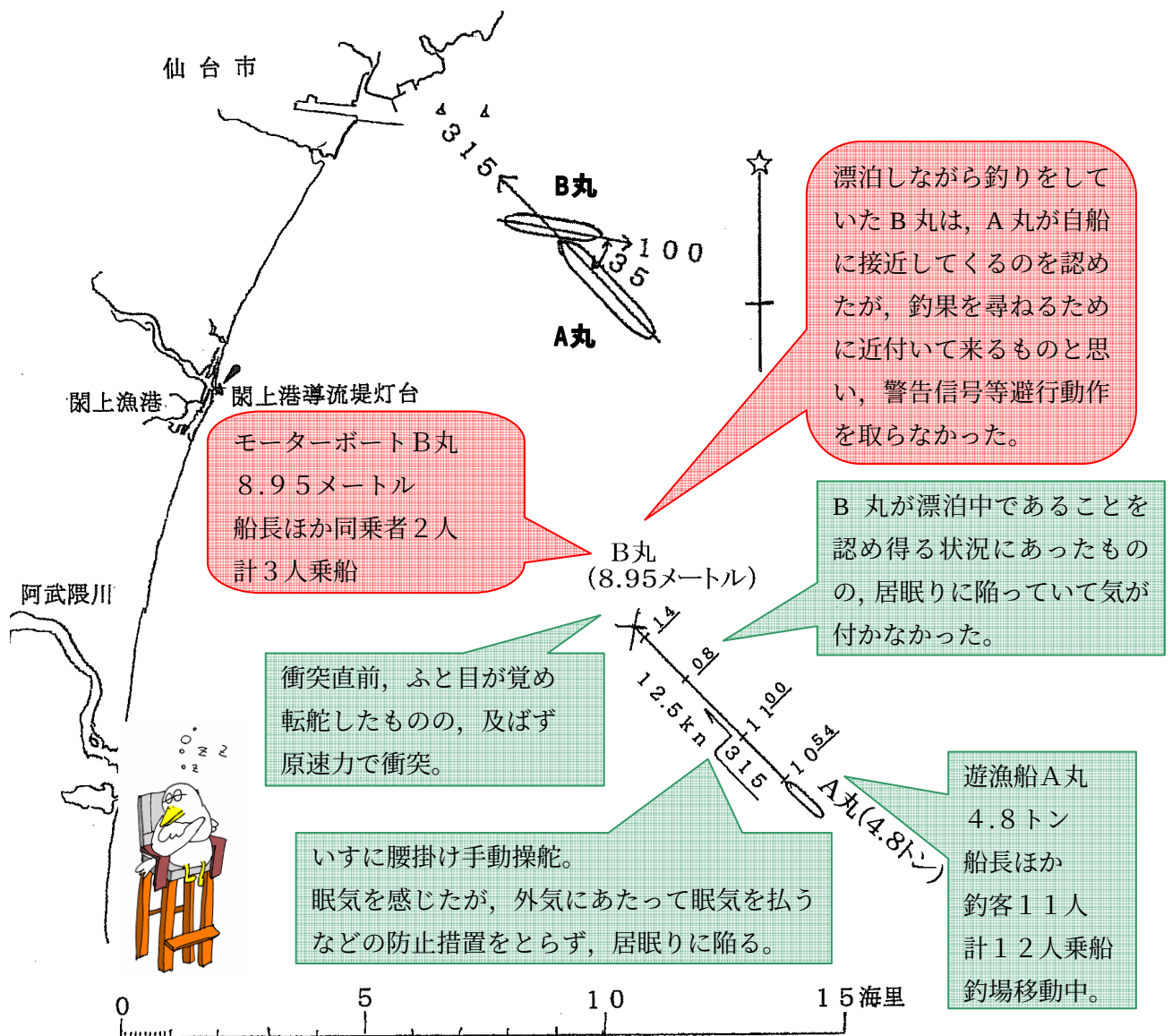
海難のあらまし

宮城県関上漁港沖合において、居眠り運航をしていた遊漁船 A 丸が、漂流中のモーターボート B 丸に衝突した。

遊漁船 A 丸・・・右舷船首部に擦過傷

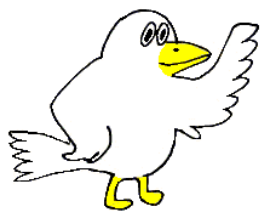
モーターボート B 丸・・・右舷中央部の外板、甲板及びガンを伴う亀裂を伴う損傷

発生日時：平成13年5月26日11時15分



居眠り運航の防止措置を徹底する！

4 まとめ

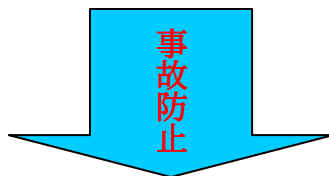


常に周囲の見張りを心掛けて！

遊漁船関連海難のうち**衝突が約5割**を占めており、その原因として死角を補うことをしなかったり、他の作業に気をとられていたりして、**見張り不十分**になったことが**7割近く**になっています。

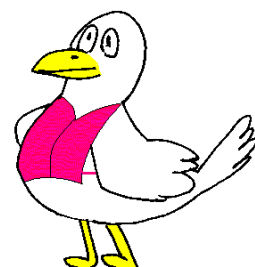
また、**錨泊や漂泊**している小型船に衝突したのが**約6割**を占めています。

汽笛を装備していても、**使用しないまま**衝突している海難が多くを占めています。



1. 常に周りに他の船舶がいることを想定して全方向の見張りを行うこと。
2. 漂泊・錨泊船の動向には十分気をつけること。
3. 汽笛の使用をためらわないこと。
4. 釣り客等の安全を守るためには、全員にライフジャケットを着用させることが重要です。

ライフジャケットの着用を！



仙台地方海難審判庁

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第3合同庁舎8階

TEL 022-295-7311 Fax 022-299-2340

海難審判庁ホームページ <http://www.mlit.go.jp/maia/index.htm>